

建設工事における低入札価格調査基準及び最低制限価格の改定について

本市では、下記のとおり、低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法を改定し、令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用することとしましたので、お知らせします。

《低入札価格調査基準及び最低制限価格の概要》

【現行】	→	【改定後】
○割合の上限及び下限 ・ 10分の9～10分の7		○割合の上限及び下限 ・ 10分の <u>9.2</u> ～10分の <u>7.5</u>
○各経費に対する割合 ・ 直接工事費に10分の9.5を乗じた額 ・ 共通仮設費に10分の9を乗じた額 ・ 現場管理費に10分の8を乗じた額 ・ 一般管理費に10分の5.5を乗じた額		○各経費に対する割合 ・ 直接工事費に10分の <u>9.7</u> を乗じた額 ・ 共通仮設費に10分の9を乗じた額 ・ 現場管理費に10分の <u>9</u> を乗じた額 ・ 一般管理費に10分の <u>6.8</u> を乗じた額

※建築工事の場合

- ・ 直接工事費の10分の9に10分の9.7を乗じた額
- ・ 共通仮設費に10分の9を乗じた額
- ・ 現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額に10分の9を乗じた額
- ・ 一般管理費に10分の6.8を乗じた額

※昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合

- ・ 直接工事費の10分の8に10分の9.7を乗じた額
- ・ 共通仮設費に10分の9を乗じた額
- ・ 現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額に10分の9を乗じた額
- ・ 一般管理費に10分の6.8を乗じた額

※特別なものの場合

- ・ 10分の9.2～10分の7.5の範囲で適宜の割合

※これまで設定していた解体工事の基準は廃止します

(裏面に続きます)

《低入札価格調査判断基準》

低入札価格調査を実施する工事において、次のいずれかに該当した場合、調査を行うことなく失格となります。

【現行】

- ・直接工事費が設計金額の 75%未満
- ・共通仮設費が設計金額の 70%未満
- ・現場管理費が設計金額の 70%未満
- ・一般管理費が設計金額の 30%未満



【改定後】

- ・直接工事費が設計金額の 90%未満
- ・共通仮設費が設計金額の 80%未満
- ・現場管理費が設計金額の 80%未満
- ・一般管理費が設計金額の 30%未満

問合せ先

那珂市企画部財政課契約・検査 G

TEL 029-298-1111 内線 524